

身体障害者補助犬給付要綱

平成 16 年 3 月 4 日

告示第 96 号

改正 平成 17 年 9 月 29 日告示第 423 号 平成 21 年 3 月 30 日告示第 212 号
身体障害者補助犬給付要綱を次のように定めます。

身体障害者補助犬給付要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者の日常生活動作を補助し、自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において「視覚障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「法」という。）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「省令」という。）別表第 5 号に掲げる 1 級に該当する者をいう。

2 この要綱において「肢体不自由者」とは、法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が省令別表第 5 号に掲げる 1 級又は 2 級に該当する者をいう。

3 この要綱において「聴覚障害者」とは、法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が省令別表第 5 号に掲げる 2 級又は 3 級に該当する者をいう。

4 この要綱において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

5 この要綱において「盲導犬」とは、身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号。以下「補助犬法」という。）第 2 条第 2 項に規定する盲導犬をいう。

6 この要綱において「介助犬」とは、補助犬法第 2 条第 3 項に規定する介助犬をいう。

7 この要綱において「聴導犬」とは、補助犬法第 2 条第 4 項に規定する聴導犬をいう。

(給付対象者)

第 3 身体障害者補助犬の給付を受けることのできる者は、次の各号の要件を具備するものとする。

(1) 盲導犬にあつては視覚障害者、介助犬にあつては肢体不自由者、聴導犬にあつては聴覚障害者であること。

(2) 18 歳以上の者であつて、県内に 1 年以上居住している者であること。

- (3) 身体障害者補助犬を適切に利用し、飼育できる者であること。
- (4) 現に身体障害者更生援護施設に入所していない者であること。
- (5) 本人の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者にあつては、身体障害者補助犬の飼育について、その家屋の所有者又は管理者の承諾が得られる者であること。

(給付の条件)

第4 次の各号に掲げる事項は、身体障害者補助犬の給付の条件とする。

- (1) 身体障害者補助犬を虐待し、又は放置してはならないこと。
- (2) 身体障害者補助犬に必要な給食を欠かさないこと。
- (3) 身体障害者補助犬を第三者に売却し、又は貸し付けないこと。
- (4) 自宅以外で身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する場合は、補助犬法第12条及び第13条の規定を遵守すること。
- (5) 身体障害者補助犬の取扱い等については、補助犬法第21条及び第22条の規定を遵守するとともに、飼育及び管理については、他の法令に違反しないこと。

(申請)

第5 身体障害者補助犬の給付を受けようとする者は、身体障害者補助犬給付申請書(様式第1号)により知事に申請するものとする。

(給付候補者の選考)

第6 第5の規定による申請があつたときは、知事は必要な調査等を行い、当該申請をした者を対象として身体障害者補助犬の給付対象となる候補者(以下「給付候補者」という。)を選考するものとする。

(施設訓練)

第7 給付候補者は、知事が別に定める施設において身体障害者補助犬を使用する訓練を受けるものとする。

(自宅訓練)

第8 第7の規定による訓練の結果に基づき必要と認められるときは、給付候補者の自宅において訓練を行うものとする。

(身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

第9 介助犬及び聴導犬にあつては、補助犬法第16条第1項の規定による不特定かつ多数の者が利用する施設を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動を取る能力を有する旨の認定を受けるものとする。

(給付の決定)

第 10 知事は、第 7 及び第 8 の訓練の結果並びに第 9 の結果に基づき、給付候補者の中から身体障害者補助犬の給付が適当と認められる者を決定するものとする。

(届出)

第 11 身体障害者補助犬の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出るものとする。

- (1) 居住地又は氏名を変更したとき。
- (2) 身体障害者補助犬が死亡したとき。
- (3) 第 3 第 3 号に規定する要件を備えなくなったとき。
- (4) 身体障害者補助犬が老衰、事故等により身体障害者補助犬としての機能を果たさなくなったとき。

2 前項の規定による届出は、身体障害者補助犬受給異動届書（様式第 2 号）によるものとする。

(費用負担)

第 12 身体障害者補助犬の給付は、無償とする。

- 2 身体障害者補助犬の飼育、管理等に伴うすべての経費は、受給者の負担とする。
- 3 第 7 及び第 8 の訓練期間中の経費は、給付候補者の負担とする。

(賠償責任)

第 13 知事は、受給者が第 4 に規定する給付条件に違反したと認めるときは、受給者から身体障害者補助犬の給付に要した費用の全部又は一部を賠償させることができるものとする。

(書類の経由)

第 14 この要綱により知事に提出する書類は、盲導犬及び介助犬にあつては、居住地を管轄する福祉事務所の長（町村の区域に居住する者にあつては、居住地の町村の長を経て保健福祉事務所の長）を、聴導犬にあつては、居住地を管轄する保健福祉事務所の長を経由するものとする。

附 則

(適用期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日までの間は、第 14 中「東御市にあつては上小地方事務所、岡

谷市」とあるのは「岡谷市」とする。

(盲導犬給付要綱の廃止)

3 盲導犬給付要綱（昭和56年長野県告示第434号）は、廃止する。

(盲導犬給付要綱の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定による廃止前の盲導犬給付要綱（以下「旧要綱」という。）第4の規定により盲導犬給付申請書を提出した者及び旧要綱第5の規定により給付候補者として選考された者は、それぞれ第5の規定により申請した者及び第6の規定による給付候補者として選考された者とみなす。

5 旧要綱第8から第11までの規定は、旧要綱第7の規定により決定された盲導犬の給付については、なおその効力を有する。

前 文（抄）（平成17年9月29日告示第423号）

平成17年10月1日から施行します。

前 文（抄）（平成21年3月30日告示第212号）

平成21年4月1日から施行します。

(様式第1号) (第5関係)

身体障害者補助犬給付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 郵便番号 ー
住 所
氏 名
電話番号 ー ー

下記のとおり身体障害者補助犬の給付を申請します。

記

氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	
住 所	〒 ー			
給付を希望する身体障害者補助犬の種類 (希望する犬に○をする)	盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬			
身体障害者 手帳番号	県 第	号	障害の 程 度	
職 業				
勤 務 先				
住居の状況 (該当に○)	1 持家 2 借家 (民間 公営 公社・公団 その他)			
家族の状況	氏 名	続 柄	年 齢	
		世帯主	歳	
				備 考

(様式第2号) (第11関係)

身体障害者補助犬受給異動届出書

年 月 日

長野県知事

殿

申請者 郵便番号 ー
住 所
氏 名
電話番号 ー ー

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

身体障害者 補助犬の種類			
身体障害者 補助犬名			登録番号等
異 動 事 由	氏名変更	変更後	
		変更前	
	住所変更	変更後	〒 ー (電話 ー ー)
		変更前	〒 ー (電話 ー ー)
	資格喪失	(1) 県外への転出 (2) 身体障害者補助犬の死亡 (3) その他 ()	
異動が発生した年月日	年 月 日		